

宮崎市入札参加資格停止要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が発注する建設工事、業務委託、物品売買等の契約（以下「市発注工事等」という。）に係る契約の公正の確保に資するため、有資格業者の入札参加資格停止について必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 有資格業者 競争入札の参加資格及び指名基準等に関する要綱（昭和56年告示第90号）第5条第1項又は物品売買等の契約についての指名競争入札の参加資格及び指名基準等に関する要綱（昭和59年告示第91号）第4条第1項の規定により名簿に登載された業者をいう。
- (2) 建設工事 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。
- (3) 代表役員等 有資格業者である個人又は法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認められる役職名を付した役員を含む。）をいう。
- (4) 一般役員等 有資格業者の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所（常時建設工事等に係る契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で代表役員等以外のものをいう。
- (5) 使用人 有資格業者の使用人で一般役員等以外のものをいう。
- (6) 暴力団関係者 宮崎市暴力団排除条例（平成23年条例第47号）第2条第3号に規定する暴力団関係者をいう。

(入札参加資格停止)

第3条 市長は、有資格業者が別表第1及び別表第2の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について入札参加資格停止を行うものとする。

- 2 市長は、前項の入札参加資格停止を行った場合において、当該入札参加資格停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。
- 3 有資格業者（入札参加資格停止の期間中のものを含む。）が別表各号の措置要件に該当することとなった場合における当該入札参加資格停止の期間の始期は、予算執行上重大な支障を及ぼすと認められる場合を除き、当該入札参加資格停止の決定がなされた日とする。

(下請負人及び共同企業体に関する入札参加資格停止)

第4条 市長は、前条第1項の規定により入札参加資格停止を行う場合において、当該入札参加資格停止について責を負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の入札参加資格停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、入札参加資格停止を併せ行うものとする。

- 2 市長は、前条第1項の規定により共同企業体について入札参加資格停止を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員（明らかに当該入札参加資格停止について責を負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の入札参加資格停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、入札参加資格停止を併せ行うものとする。
- 3 市長は、前条第1項又は前2項の規定による入札参加資格停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該入札参加資格停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、入札参加資格停止を行うものとする。

(入札参加資格停止の期間の特例)

第5条 有資格業者が一の事案により別表各号の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ入札参加資格停止の期間の短期及び長期とする。

- 2 有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における入札参加資格停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の3倍の期間とする。ただし、有資格業者が別表各号の

措置要件に該当することとなった原因となる事実又は行為が、当初の入札参加資格停止を行う前のものである場合は、この限りでない。

- (1) 別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に係る入札参加資格停止の期間の満了後1か年を経過するまでの間（入札参加資格停止の期間中を含む。）に、それぞれ別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に該当することとなったとき。
- (2) 別表第2第5号から第7号まで又は第10号及び第11号の措置要件に係る入札参加資格停止の期間の満了後3か年を経過するまでの間に、それぞれ同表第5号から第7号まで又は第10号及び第11号の措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。
- 3 下請負人又は共同企業体の構成員について前項本文に規定する措置（以下「短期加重措置」という。）を講じるときは、元請負人又は共同企業体の入札参加資格停止の期間を超えてその入札参加資格停止の期間を定めることができるものとする。
- 4 有資格業者が短期加重措置の対象となり、かつ、次条各号のいずれかに該当することとなったときは、短期加重措置を受けた後の短期に、その情状に応じて市長が適当と認める期間の加重を行うものとする。
- 5 市長は、有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由があるため、第1項及び第2項、次条第1号並びに別表各号の規定による入札参加資格停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、入札参加資格停止の期間を当該短期の2分の1の期間まで短縮することができる。
- 6 市長は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため、又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える入札参加資格停止の期間を定める必要があるときは、入札参加資格停止の期間を当該長期の3倍（当該長期の3倍が24か月を超えるときは、24か月）まで延長することができる。
- 7 有資格業者が別表第2第5号又は第6号の措置要件に該当する場合において、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条の2の課徴金の減免がなされ、その事実が公表されたときの入札参加資格停止の期間は、当該減免の適用がなかったとした場合の期間の2分の1の期間とするものとする。この場合において、当該期間が別表第2第5号又は第6号に規定する期間の短期を下回るときは、入札参加資格停止の期間を当該短期の2分の1の期間まで短縮することができる。
- 8 市長は、入札参加資格停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、前各項、次条及び別表各号に定める期間の範囲内で入札参加資格停止の期間を変更することができる。
- 9 市長は、入札参加資格停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責を負わないことが明らかになったと認めたときは、当該有資格業者について入札参加資格停止を解除するものとする。
- 10 前項の規定に基づく入札参加資格停止の解除の効果は、当該解除の決定の日前には及ばないものとする。

（独占禁止法違反等の不正行為に対する入札参加資格停止の期間の特例）

第6条 市長は、第3条第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより入札参加資格停止を行う際に、有資格業者が独占禁止法違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当することとなった場合（前条第2項の規定に該当することとなった場合を除く。）には、それぞれ当該各号に定める期間を入札参加資格停止の期間の短期とする。ただし、次の各号の2以上に該当することとなった場合には、期間の加重を行うものとする。

- (1) 談合情報を得た場合又は本市の職員が談合があると疑うに足る事実を得た場合において、有資格業者から当該談合を行っていないとの誓約書が提出されたにもかかわらず、当該事案について、別表第2第5号イ又は第7号イに該当したとき それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間
- (2) 別表第2第5号から第7号までに該当する有資格業者（その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決、確定した排除措置命令、課徴金納付命令又は公契約関係競売等妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項に規定する罪をいう。以下同じ。）若しくは談合（刑法第96条の6第2項に規定する罪をいう。以下同じ。）に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は公契約関係競売等妨害若しくは談合の首謀者（独占禁止法第7条の

2第8項の各号に該当する者をいう。)であることが明らかになったとき(前号に掲げる場合を除く。)それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間

(3) 別表第2第5号又は第6号に該当する有資格業者について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があったとき(前各号に掲げる場合を除く。)それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間

(4) 入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律(平成14年法律第101号)第3条第4項の規定に基づく調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなった場合で、当該関与行為に関し、別表第2第5号又は第6号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき(前3号の規定に該当することとなった場合を除く。)それぞれ当該各号に定める短期に1か月加算した期間

(5) 本市又は他の公共機関の職員が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第2第7号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき(第10号又は第11号の規定に該当することとなった場合を除く。)それぞれ当該各号に定める短期に1か月加算した期間

(入札参加資格停止の通知)

第7条 市長は、第3条第1項若しくは第4条各項の規定により入札参加資格停止を行い、第5条第8項の規定により入札参加資格停止の期間を変更し、又は第5条第9項の規定により入札参加資格停止を解除したときは、当該有資格業者に対し通知するものとする。この場合において、入札参加資格停止の期間中の有資格業者について再度入札参加資格停止を行う場合の入札参加資格停止の通知については、別途通知を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が通知する必要があると認める相当な事由があるときは、通知を省略することができる。

3 市長は、第1項の規定により入札参加資格停止の通知をする場合において、当該入札参加資格停止の理由が市発注工事等に関するものであるときは、必要に応じ改善措置の報告を徴するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第8条 市長は、入札参加資格停止の期間中の有資格業者を随意契約の相手方としない。ただし、やむを得ない事由があるとき、この限りでない。

(下請等の禁止)

第9条 市長は、入札参加資格停止の期間中の有資格業者が市発注工事等を下請し、又は受託することを承認しない。ただし、入札参加資格停止決定前に当該市発注工事等を下請し、又は受託している場合は、この限りでない。

(入札参加資格停止に至らない事由に関する措置)

第10条 市長は、入札参加資格停止を行わない場合において必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(工事事故等の報告)

第11条 契約課長は、有資格業者が別表各号に掲げる措置要件の一(次項に掲げるものを除く。)に該当すると認められるときは、市長に報告しなければならない。

2 市発注工事等の担当課長は、有資格業者が別表第1各号、別表第2第1号イ又は第3号イに該当すると認められるときは、速やかに市長に報告するとともに、その内容を契約課長に報告しなければならない。

(審議)

第12条 市長は、入札参加資格停止等を行おうとするときは、あらかじめ宮崎市競争入札の参加資格及び指名基準等に関する要綱第9条に規定する選定委員会に審議させるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和7年4月21日から施行する。

(宮崎市建設工事等指名競争入札参加資格者の指名等に関する要綱の廃止)

- 2 宮崎市建設工事等に係る指名停止等の措置に関する要綱（平成6年告示第198号）は、廃止する。

(宮崎市物品売買等の契約に係る指名停止等の措置に関する要綱の廃止)

- 3 宮崎市物品売買等の契約に係る指名停止等の措置に関する要綱（平成8年告示第19号）は、廃止する。

(経過措置)

- 4 この告示の施行前にした行為に対する別表の規定の適用については、なお従前の例による。

別表第1

措置要件	期間
(虚偽記載) (1) 市発注工事等に係る競争入札参加資格審査申請書、調査資料等提出書類に虚偽の記載をし、市発注工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1か月以上6か月以内
(入札執行妨害) (2) 市発注工事等の入札に当たり、担当職員の指示に従わなかったとき、又は入札会場において、不審な行動及び公衆に対して著しい迷惑行為を行ったと認められるとき。	当該認定をした日から1か月以上9か月以内
(契約締結拒否・契約解除) (3) 市発注工事等において、正当な事由なく落札決定後契約を締結しなかった又は契約締結後に契約を解除したとき。	当該認定をした日から1か月以上12か月以内
(過失による粗雑履行) (4) 市発注工事等の履行に当たり、過失により履行を粗雑にしたと認められるとき（瑕疵が軽微であると認められるときを除く。）。	当該認定をした日から1か月以上6か月以内
(契約違反) (5) 前各号に掲げる場合のほか、市発注工事等の履行に当たり、契約に違反し、市発注工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1か月以上6か月以内

別表第2

(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故) (1) 次に掲げる工事等の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微であるものを除く。）を与えたと認められるとき。 イ 市発注工事等 ロ 宮崎市内における宮崎市以外の公共機関の発注工事等	当該認定をした日から 1か月以上12か月以内 1か月以上6か月以内
(2) 宮崎市外において、工事等の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えたと認められる場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から1か月以上3か月以内
(安全管理措置の不適切により生じた工事等関係者事故) (3) 次に掲げる工事等の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせたと認められるとき。 イ 市発注工事等 ロ 宮崎市内における宮崎市以外の公共機関の発注工事等	当該認定をした日から 1か月以上12か月以内 1か月以上6か月以内

(4) 宮崎市外において、工事等の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせたと認められる場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から1か月以上3か月以内
(独占禁止法違反行為) (5) 次に掲げる工事等に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、市発注工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。 イ 市発注工事等 ロ 宮崎市内における宮崎市以外の公共機関の発注工事等	当該認定をした日から 3か月以上12か月以内 2か月以上12か月以内
(6) 宮崎市外において、工事等に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、刑事告発を受けたとき。	当該認定をした日から2か月以上12か月以内
(公契約関係競売等妨害及び談合) (7) 次のイからハまでに掲げる工事等に関し、次に掲げる者が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 イ 市発注工事等 (イ) 代表役員等 (ロ) 一般役員等又は使用人 ロ 宮崎市内における宮崎市以外の公共機関の発注工事等 (イ) 代表役員等 (ロ) 一般役員等又は使用人 ハ 宮崎市外における工事等 (イ) 代表役員等	逮捕又は公訴を知った日から 4か月以上24か月以内 3か月以上18か月以内 4か月以上24か月以内 2か月以上9か月以内 4か月以上24か月以内
(法令違反) (8) 次に掲げる工事等に関し建設業法（昭和24年法律第100号）等業務関連法令の規定に違反し、市発注工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。 イ 市発注工事等 ロ 宮崎市内における宮崎市以外の公共機関の発注工事等	当該認定をした日から 2か月以上9か月以内 1か月以上9か月以内
(9) 宮崎市外において、建設業法等業務関連法令の規定に違反し、監督処分を受けたとき。	当該認定をした日から1か月以上6か月以内
(贈賄) (10) 次に掲げる者が宮崎市の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 イ 代表役員等 ロ 一般役員等 ハ 使用人	逮捕又は公訴を知った日から 4か月以上24か月以内 3か月以上18か月以内 2か月以上12か月以内
(11) 次に掲げる者が宮崎市以外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 イ 代表役員等 ロ 一般役員等 ハ 使用人	逮捕又は公訴を知った日から 4か月以上24か月以内 2か月以上8か月以内 1か月以上6か月以内
(暴力的不法行為) (12) 次に掲げる場合に該当するとき。 イ 有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員若しくは使用人、有資格業者の代理人又は有資格業者の経営に事	当該認定をした日から12か月以内（当該入札参加資格停止期間満了時において、なおこの項の措置要件に該当すると

実上参加している者（以下この表において「有資格業者等」という。）が業務に関し、暴力団関係者を利用し、又は使用したと認められる場合 ロ 有資格業者等が、市発注工事等の契約の履行に関し、暴力団関係者であることを知りながら、その者と下請契約又は資材若しくは原材料の購入等の契約を締結したと認められる場合 ハ 有資格業者等が、市発注工事等の契約の履行に関し、下請契約又は資材若しくは原材料の購入等の契約を締結した者が当該契約締結後に暴力団関係者であることが判明したにもかかわらず、その者との契約を継続したと認められる場合 ニ 有資格業者等が、いかなる名義をもってするかを問わず、不当に暴力団関係者に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えたと認められる場合 ホ 有資格業者等が、暴力団関係者と密接な交際を有し、又は暴力団関係者の会合に参加するなど社会的に非難される関係を有していると認められる場合 ヘ 有資格業者等が、暴力団関係者から妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、市への報告又は警察への届出を怠ったと認められる場合	きは、再度入札参加資格停止を行う。） 当該認定をした日から 6 か月以内
（不正又は不誠実な行為） (13) 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、市発注工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 か月以上12か月以内
(14) 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁こ以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁こ以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、市発注工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 か月以上12か月以内